

# 労務勉強会のお知らせ

社労士事務所HIKARIは、労働基準法を頂点とした、雇用保険、労災保険、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係諸法令をお客様にご説明・ご提案などを行っております。  
しかしながら、お客様から個別のご相談があってから、改めてご説明・ご提案を行う場面もあり、弊社から積極的に情報発信を行う場として「労務勉強会」を企画いたしました。内容は、労務管理にベーシックな内容を中心に企画しております。お時間がございましたら、積極的にご参加下さいませようお願いいたします。

所長 川浪 宏

1

業績向上のカギは人事&評価制度にあり！

平成29年度新設！「人事評価改善等助成金」について

	月	火	水	木	金
	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	1
	4	5	6	7	8
	11	12	13	14	15
9月	18	19	20	21	22
	祝日(敬老の日)			1部 13:30~ 15:00 2部 19:00~ 20:30	
	25	26	27	28	29

開始10分前に入室下さい。

場所： 社労士事務所HIKARI 3F 研修室 【定員5名様】  
熊本市中央区上水前寺2丁目4-5 駐車場に限りがございますので、事前にご予約下さい  
TEL 096-237-6797 FAX 096-237-6795

参加費： 顧問先企業 無料、  
顧問先以外の企業 1カリキュラム1名様あたり 2,000円(資料代相当)  
例)顧問先以外の企業の方が2名で2カリキュラムご参加の場合は4,000円になります。

お申し込み方法：裏面にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。参加費は当日徴収いたします。

(お願い)

研修内容の向上のため、研修の録画を行っている場合がございます。  
受講される皆様を撮影するものではありませんので、ご了承下さいませようお願いいたします。

【講座の内容】

**1 平成29年度新設！「人事評価改善等助成金」について**

最近よく耳にする言葉に「働き方改革」、「生産性の向上」の2つがあります。労働時間を短くする＝働き方改革を実行するには生産性の向上が不可欠です。生産性の向上には『人事評価制度』を見直すことが有効だと考えております。そこで、今回は平成29年新設助成金である「人事評価改善等助成金」を中心に最近の助成金制度をご説明いたします。

今回の講師は所長の川浪です

所長 川浪 宏 平成19年6月川浪社会保険労務士事務所(現:社労士事務所HIKARI)創業



平成28年4月より、熊本地震にも負けず、熊本大学法科大学院(ロースクール)で労働法を深く学び、熊本No1の労働法実務家を目指す。最新の裁判例を通して労働法への造詣を深めつつ、アカデミックな世界に留まらず実際の実務でどのように活用していくのか、日々研鑽中。

平成29年度は助成金の大幅な統廃合が行われました。今回は、人事評価改善等助成金を中心に最近の助成金制度をお話いたします。

**告知 創業10周年記念セミナーについて**

日時：平成29年11月24日(金) 午後1時30分より(開始時刻は予定です)

場所：熊本市国際交流会館 熊本市中央区花畑町4番18号 TEL 096-359-2020  
\*ご注意 駐車場をご用意しておりませんので、近隣の駐車場若しくは公共交通機関をご利用の上、ご参加下さい

テーマ：選定中(先月の事務所通信でのアンケート上位のテーマを検討中です)

\*アンケート結果

**第1位** 「働き方改革」に対応する、ただひとつの切り札  
人事評価制度だけで 利益が3割アップする！



人事コンサルタント(外部講師:出演交渉中)による、画期的な人事評価制度を説明予定です！

今月の労務勉強会の「人事評価改善等助成金」も活用可能な人事評価制度です。

**第2位** 最近の調査動向について  
実際に弊所が立ち会った、労基署、社会保険総合調査の実態

近日中にご案内いたしますので、今からご予約の確保をよろしくお願いいたします！

企業名	電話番号	FAX番号
ご住所	メールアドレス	
ご参加者お名前	参加講座	
(計 人)	第1部 13時30分～ 第2部 19時00分～	

\*このFAXに記載頂いた個人情報、本研修会のみで使用いたします。

社労士事務所HIKARI 行

**FAX 096-237-6795**